

# 第4回生活保護制度に関する 国と地方の実務者協議

## 厚生労働省説明資料

# 健康管理について

# 生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会について

## 【構成員名簿】

(五十音順・敬称略) ◎:座長

岡山 明	生活習慣病予防研究センター代表	津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター長
◎尾形 裕也	東京大学政策ビジョン研究センター特任教授	藤内 修二	大分県福祉保健部参事監兼健康づくり課長
小田真智子	川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室 医療・介護係長	中板 育美	日本看護協会常任理事
小枝恵美子	全国保健師長会常任理事	松本 吉郎	日本医師会常任理事

## 【開催状況】

平成28年7月～平成29年4月7日 計5回開催

## (参考)【改革工程表の内容】

「経済・財政再生計画改革工程表(平成27年12月経済財政諮問会議決定)」において、「生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討」することが盛り込まれた。

# 生活保護受給者の健康管理について

〈平成29年4月の検討会における議論のまとめ〉

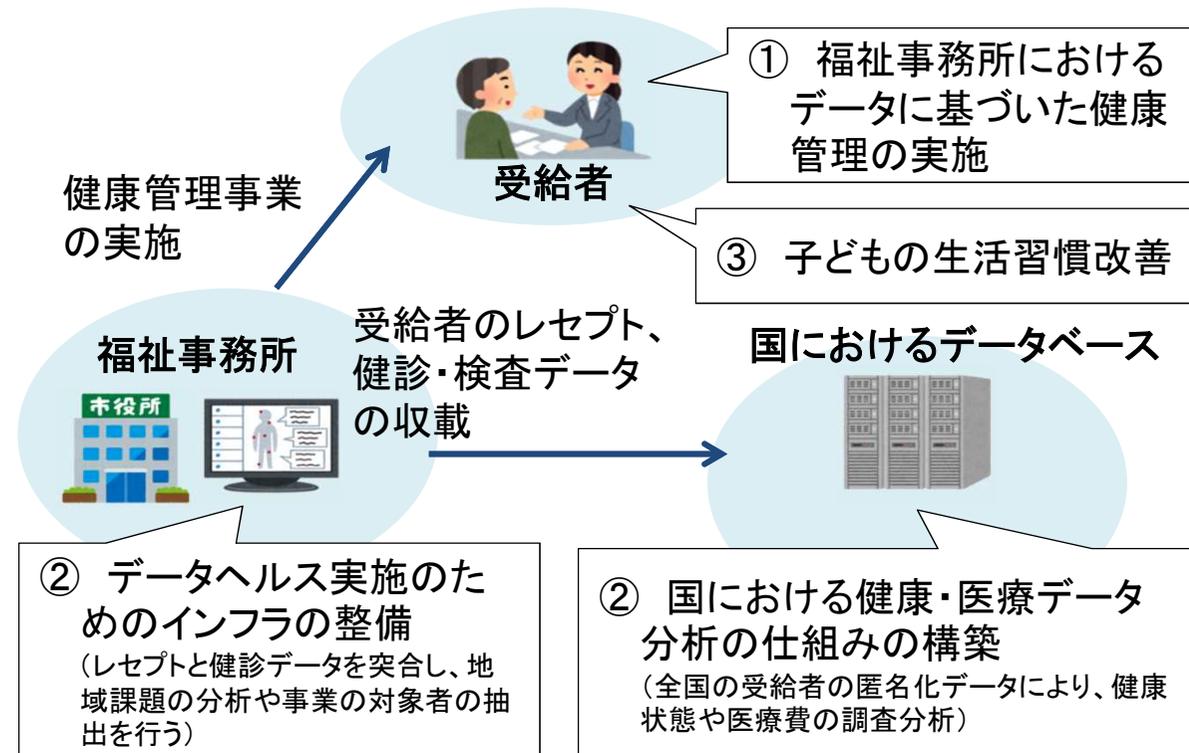
## 取組の趣旨

- 生活保護受給者は、医療保険の加入者等と比較して生活習慣病の割合が高いが、健診データ等が集約されておらず、生活習慣病の予防・重症化予防の取組が十分には実施できていない。
- 医療保険におけるデータヘルス※を参考に、データに基づいた生活習慣病の予防・重症化予防の推進、それによる医療扶助費の適正化を進めることが必要である。
- 生活保護世帯の子どもは健康的な生活習慣が確立していない場合が多いことから、子どもについても、学校健診等のデータを入手し、学校等と連携して適切な生活習慣の確立に取り組むことが望まれる。

※ 健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施

## 取組の方向性

- ① 全国の福祉事務所において、生活習慣病の予備群と該当者に対するデータに基づいた健康管理の実施
  - 取組の手順・内容の標準化を行い、PDCAサイクルにより計画的に推進
  - 医療扶助費の適正化につながる
- ② 受給者のデータヘルス実施のためのインフラ整備、国が健康・医療データを分析するための仕組みの構築
- ③ 子どもの生活習慣改善を目指した取組のモデル実施



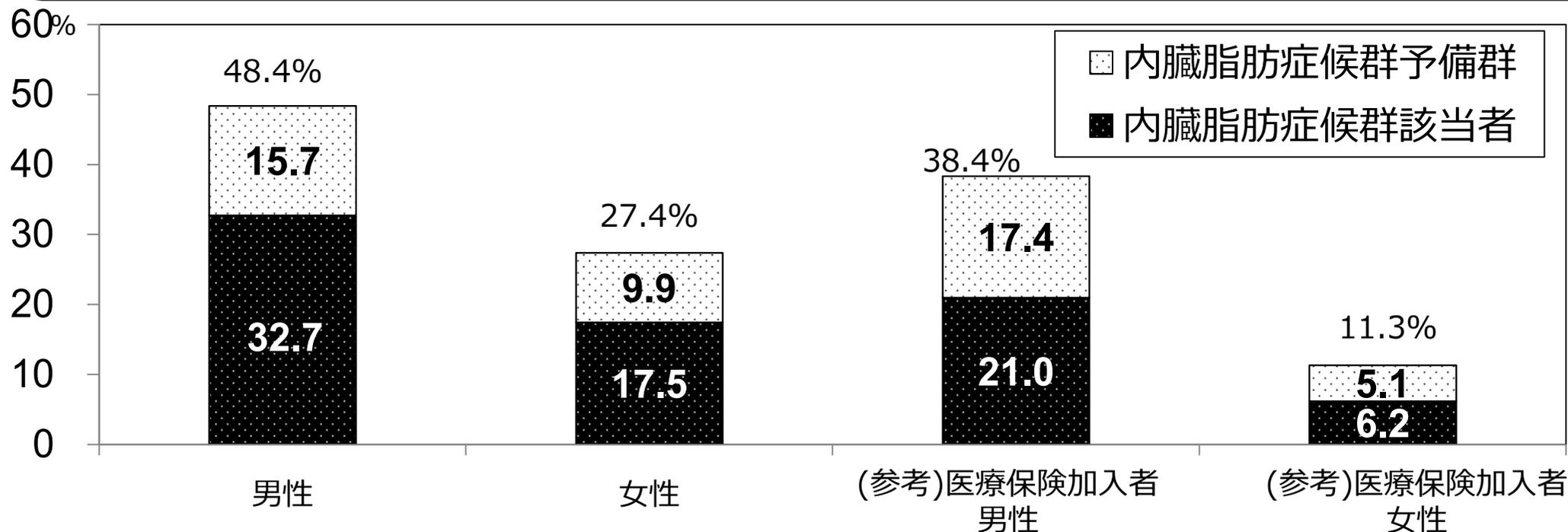
## 今後の予定

生活保護法の制度改正に向けて、データヘルス実施の枠組みや具体的な実施方法、情報システムの構築について、更に検討を進める。また、子どもの生活習慣改善を目的とした取組のモデル的な実施を検討。

(参考)

# 生活保護受給者の生活習慣病の罹患状況

- 生活保護受給者の内臓脂肪症候群の該当者及び予備群の割合は、医療保険の加入者よりも高い。
  - 受給者の内臓脂肪症候群該当者及び予備群 男性48.4%、女性27.4%
- (参考)・医療保険の加入者の内臓脂肪症候群該当者及び予備群 男性38.4%、女性11.3%  
 ・生活保護受給者の健診受診率 7.4%



## 〈メタボリックシンドローム※の判定基準〉

出典：平成25年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ及び平成26年度地域保健・健康増進事業報告より保護課にて作成

腹囲	追加リスク		
	①血糖	②脂質 ③血圧	
≥85cm (男性)	2つ以上該当		メタボリックシンドローム基準該当者
≥90cm (女性)	1つ該当		メタボリックシンドローム予備群該当者

(\*) ①血糖：空腹時血糖110mg/dl以上、②脂質：中性脂肪150mg/dl以上、またはHDLコレステロール40mg/dl未満、  
 ③血圧：収縮期130mmHg以上、または拡張期85mmHg以上 ※メタボリックシンドローム=内臓脂肪症候群

# 生活保護受給者の生活支援・居住支援、 貧困ビジネス対策について

# 無料低額宿泊所について

## 無料低額宿泊施設

○ 生計困難者のために無料又は低額な料金で利用させる施設(社会福祉法第2条第3項第8号)であり、事業を開始したときは、都道府県知事等へ届け出なければならない。

○ 箇所数:537箇所、入所者数15,600人(うち生活保護受給者14,143人)

※施設数等は平成27年6月末時点。

## (参考)社会福祉各法に法的位置付けのない施設

○ 箇所数:1,236箇所、入所者数16,578人

※施設数等は平成27年6月末時点。調査時点で生活保護受給者が2名以上利用している施設数であり、入所者数は生活保護受給者に限る。

## 無料低額宿泊所等に対するこれまでの取組

○ 平成15年度 無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針(ガイドライン)策定

○ 平成22年度～ 優良施設への支援(居宅生活移行支援事業)

→ 生活指導・就労指導を行い、居宅生活への移行を支援するため、無料低額宿泊所に指導員を配置する際の人件費等の財政支援を実施。

○ 平成27年4月 ガイドラインの見直し

→ 「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を見直し、社会福祉法の各種規定の解釈(定義の明確化、不当な行為に該当する範囲等)を具体的に示し、事業者の届出を徹底させ、社会福祉法に基づく行政の関与による運営の適正化を徹底。

○ 平成27年7月～ 住宅扶助基準の見直し

→ 住宅扶助の上限額を床面積に応じて減額する仕組みを導入。

延床面積	15㎡～11㎡	10㎡～7㎡	6㎡以下
減額率	△10%	△20%	△30%

※ 生活支援を行う無料低額宿泊所等への居住が自立助長の観点等から必要と認められる場合は、適用しない。

## 生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会について

生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方をテーマに、関係者による意見交換会を開催。

### ■意見交換会参加者（五十音順・敬称略）

氏名	現職
大西 豊美	全国救護施設協議会会長
岡部 卓	首都大学東京大学院教授
奥田 知志	NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長
難波 勉	大阪市福祉局生活福祉部保護課長
滝脇 憲	NPO法人自立支援センターふるさとの会常務理事
立岡 学	NPO法人ワンファミリー仙台理事長
辻井 正次	中京大学現代社会学部教授
野村 泰洋	東京都福祉保健局生活福祉部保護課長
菱田 貴大	NPO法人エス・エス・エス理事長
水内 俊雄	大阪市立大学都市研究プラザ教授
宮澤 進	NPO法人ほっとポット代表理事

### ■意見交換会の開催実績

<平成28年10月21日 第1回>  
・現状認識と課題等について

<平成28年12月21日 第2回>  
・宿泊施設による支援ニーズへの対応について

<平成29年 2月 2日 第3回>  
・宿泊施設の実情について

<平成29年 2月13日 第4回>  
・行政機関との関係について

<平成29年 3月22日 第5回>  
・これまでの議論を踏まえた意見交換

<平成29年 4月21日 第6回>  
・議論の整理

## 1. 基本的考え方

- ◆ 「無料低額宿泊所」等の中には、いわゆる「貧困ビジネス」といわれるような悪質な事業者がある一方で、様々な生活支援に、熱心に取り組んでいる事業者も存在することから、①悪質な事業者を規制しつつ、②生活支援を行う良質な事業者が、活動しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

## 2. 具体的な検討に当たっての視点

### ① 悪質な事業者に対する規制について

- ◆ 無料低額宿泊所については、本来、一時的に宿泊をさせる場所であり、社会福祉法においては、第2種社会福祉事業と位置付けられているが、一部の地方自治体では、条例で、無料低額宿泊所等に対する規制を行っており、社会福祉法の規定に加え、改善命令、勧告・公表などを規定しているところ。
- ◆ 悪質な事業者に対し、居住環境等の改善を促すには、現在の「ガイドライン」という形ではなく、法令に基づく最低基準を設け、その基準を満たさない設備及び運営となっている事業者等に対しては、行政が改善命令、勧告・公表などを行うことができるよう、法令上の必要な規定の整備を検討する必要があるのではないか。

### ② 生活支援について

近年、単身での生活が困難な生活困窮者等が増加してきており、日常生活上の相談に応じたり、様々な生活支援に、熱心に取り組んでいる事業者も存在する。生活保護受給者を含めた生活困窮者等に、生活支援を行いつつ、社会とのつながりを提供することは、将来的に、就労・増収等を通じた生活保護からの脱却につながるとともに、医療や介護の必要性を低減させることにもつながる。

現在、無料低額宿泊所等において、生活保護受給者に生活支援サービスを提供している場合、その費用は生活扶助及び住宅扶助が充当されているが、生活支援の提供にかかるコストに対応した支出の仕組みを検討することが必要。

- ◆ 客観的な指標を作成し、生活支援を必要とする者の状態像を明確化し、その者の状態に応じたサービスを確立していく必要があるのではないか。また、サービスの内容（アセスメント、プランニング、介入、評価）の標準化が必要ではないか。
- ◆ 無料低額宿泊所等については、「一時滞在型」と「長期滞在型」という2つの類型を基本としつつ、それぞれの利用者像、利用期間、施設の基準（構造設備及び運営基準）等について、検討してはどうか。また、地域で生活する生活困窮者等に対する生活支援についても、併せて、検討する必要があるのではないか。
- ◆ 居住者の生活の質が確保されるよう、その者が入所する施設の基準やサービスの水準を定めるとともに、一定の情報公開を求めるなど、法令遵守（コンプライアンス）の状況を確認する必要があるのではないか。具体的な手法については、生活保護基準での対応や、事業として対応する方法などが考えられるのではないか。

# 第2種社会福祉事業等に対する規制の比較

	障害者グループホーム(共同生活援助)	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	有料老人ホーム	保育所		一時預かり事業	無料低額宿泊所
				認可施設	無認可施設		
法 社 福	第2種社会福祉事業	第2種社会福祉事業	—	第2種社会福祉事業		第2種社会福祉事業	第2種社会福祉事業
法 根 拠	障害者総合支援法	老人福祉法 介護保険法	老人福祉法	児童福祉法		児童福祉法	—
届 出 等	都道府県等による指定 ※障害福祉サービス給付を受けるには指定の申請が必要	都道府県知事へ届出 市町村長による指定	都道府県知事へ届出	都道府県知事の認可	都道府県知事へ届出	都道府県知事へ届出	都道府県知事へ届出
基 準 等	○ (省令で定める人員、設備及び運営に関する基準を参酌するなどして条例で規定)	○ (省令で定める人員、設備及び運営に関する基準を参酌するなどして条例で規定)	— (老健局長通知「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」)	○ (省令で定める設備及び運営に関する基準を参酌するなどして条例で規定)	— (雇用均等・児童家庭局長通知「認可外保育施設指導監督の指針」、「指導監督基準」)	○ (省令で定める人員、設備及び運営に関する基準を参酌するなどして条例で規定)	— (社会・援護局長通知(ガイドライン))
無 届 出 等 対 する 規 制	— ※指定を受けなければサービス給付が受けられないので、ほぼ想定されないとのこと。	— ※指定を受けなければサービス給付が受けられない。	— ※届出の有無に関わらず、有料老人ホームの定義に該当すれば、老人福祉法第29条に基づき指導監督の対象となる。	—	○ 法令で監督権限を規定(児童福祉法第59条)	— ※定義に合致すれば、児童福祉法第34条の14に基づき指導監督が可能とのこと。(解釈)	— ※法令上の規定はないが、局長通知において、条件を満たせば届出の有無にかかわらず無料低額宿泊所に該当すると示している。
調 査	○	○	○	○	○	○	○
勧 告	○ + 公表 (都道府県の条例で定める基準に従っていないとき等)	○ + 公表 (市町村の条例で定める基準に従っていないとき等)	—	○ (児童福祉施設の設備または運営が最低基準に達していないとき)	○ + 公表 (児童の福祉のため必要があると認めるとき)	—	—
改 善 命 令 等	○ + 公示 (正当な理由がなく勧告に従わなかったとき)	○ + 公示 (家賃等以外の金品受領の禁止等に違反したと認めるとき、正当な理由がなく勧告に従わなかったとき)	○ + 公示 (帳簿保存義務等に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき等)	○ (勧告に従わず、かつ児童福祉に有害であると認められるとき)	—	○ (基準に適合しないと認められるに至ったとき)	—
事 業 停 止 命 令 等	○ (障害者総合支援法に基づく規定に違反したとき、都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき、請求に関し不正があったとき等)	○ (設置者が老人福祉法その他の老人の福祉に関する法律若しくはこれに基づく命令等に違反したとき、事業に関し不当に営利を図り、若しくは入居者の処遇につき不当な行為をしたとき)	(○)※ (設置者が老人福祉法その他老人の福祉に関する法律若しくはこれに基づく命令等に違反したとき、事業に関し不当に営利を図り、若しくは入居者の処遇のために特に必要があると認めるとき) ※上記を内容とする改正法案を国会提出中	○ (設備又は運営が最低基準に達せず、かつ次号福祉に著しく有害であると認められるとき)	○ (児童の福祉のために必要があると認めるとき)	○ (児童福祉法に基づく命令等に違反したとき、不当に営利を図り、若しくは乳児又は幼児の処遇につき不当な行為をしたとき)	○ (事業開始の届出義務に違反し、その事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたとき)
罰 則	・30万円以下の罰金 (報告の求めに対して報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき等)	・6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (改善命令に違反した者) ・30万円以下の罰金 (報告の求めに対して報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき等)	・30万円以下の罰金 (報告の求めに対して報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、時の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき等)	・6月以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金 (事業停止命令に違反した者)	・6月以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金 (事業停止命令、施設閉鎖命令に違反した者) ・30万円以下の罰金 (正当な理由がないのに、報告の求めに応じなかった者等) ・50万円以下の過料 (届出をせず、又は虚偽の届出をした者)	—	・6月以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金 (経営制限又は事業停止命令に違反した者)

# 居宅生活移行支援事業

## 事業の目的

- 無料低額宿泊所を運営する事業者において、利用者に対して、積極的な自立・就労支援に取り組む事業者を支援することにより、無料低額宿泊所の運営の健全化を図るとともに、利用者の居宅移行を促進することを目的とする。

## 事業の概要

- 無料低額宿泊所を利用中の被保護者に対して、日常生活における自立支援や就労支援等を行う職員を配置するなどして、利用者ごとに支援計画を作成したうえで必要な支援を実施し、支援計画の達成状況の検証等を通じて、利用者の居宅生活等への移行を図る。

- ① 対象 利用者10名以上の無料低額宿泊施設
- ② 職員配置 職員の配置：10名以上20名以下の施設（約1人）  
21名以上40名以下の施設（約2名）  
41名以上60名以下の施設（約3名）  
※ 61名以上の施設については個別協議

- 実施主体：都道府県、市、特別区等
- 委託先：社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人  
※実施主体が専門職員を直接雇い上げる方法も可。
- 補助率：2/3  
※平成26年度まで10/10
- 創設年度：平成22年度

	実施自治体数
平成23年度	17か所
平成24年度	20か所
平成25年度	21か所
平成26年度	※
平成27年度	17か所
平成28年度	15か所

※基金事業のため不明

# 居住の安定確保支援事業の概要

## 【目的】

- 不動産業者への同行や現地確認等による民間賃貸住宅への入居支援を行うとともに、社会参加活動の働きかけや地域資源の紹介など地域定着の取組を推進し、生活保護受給者が適切な住まいを確保し、地域生活の継続を図ることを目的とする。

## 【事業内容等】

### 1 事業内容

- 安価で質の良い住宅や連帯保証人が不要な住宅のリスト化
- 住宅への入居を希望する受給者に対し、家賃の代理納付の活用や不動産業者への同行、現地確認による民間賃貸住宅への入居支援の実施
- 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、地域住民、介護サービス事業者等との連携強化
- 地域生活を維持できるよう、見守りや、地域で活動するボランティア団体の紹介等を実施

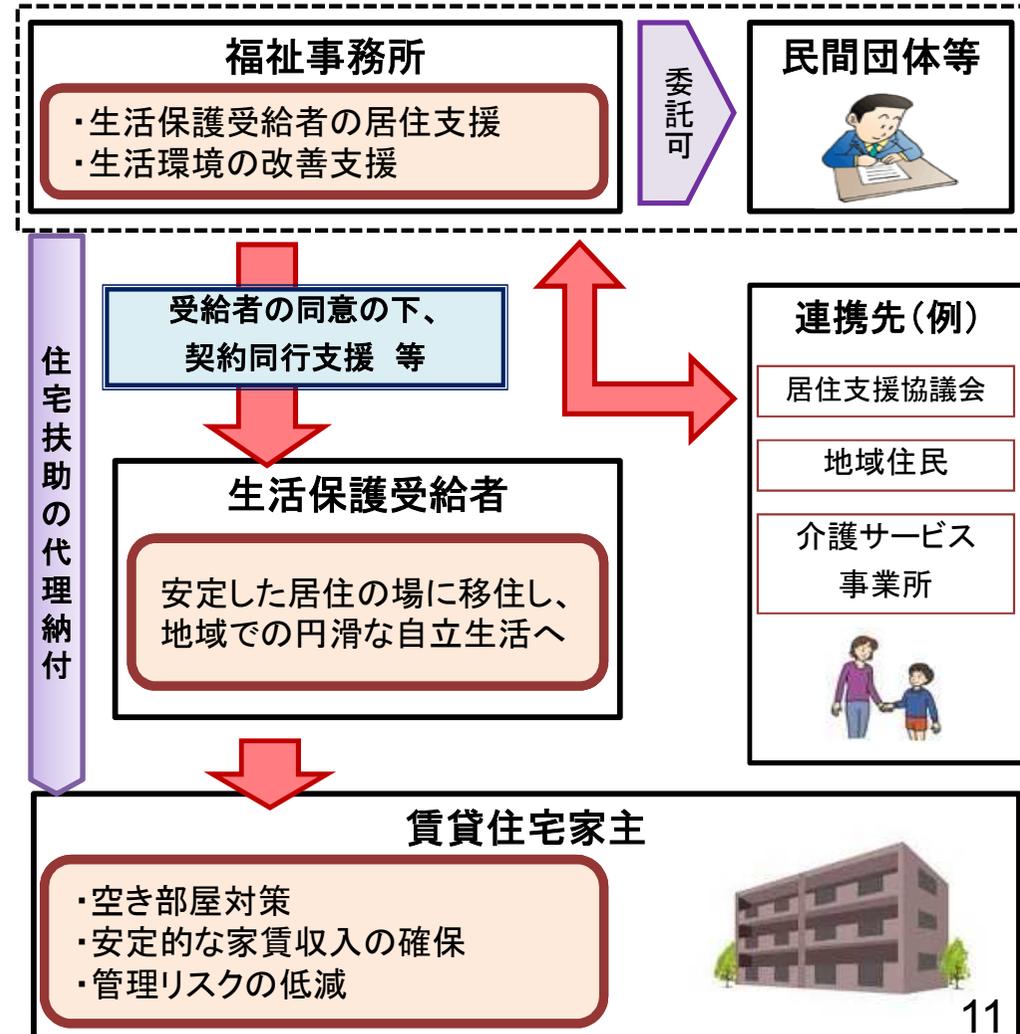
※ 生活困窮者の居住支援は、平成29年度より居住の確保が困難な生活困窮者に対してオーダーメイドの居住支援コーディネートを行う「居住支援の取組強化事業」を実施予定。

### 2 実施主体

都道府県、市、福祉事務所を設置する町村  
※社会福祉法人、NPO法人等に委託可

### 3 補助率 3 / 4

## 【事業の流れ】



# 保護施設について

## 保護施設の概要

	救護施設			更生施設			医療保護施設			授産施設			宿所提供施設			
設置根拠	生活保護法 第38条 第1項1号			生活保護法 第38条 第1項2号			生活保護法 第38条 第1項3号			生活保護法 第38条 第1項4号			生活保護法 第38条 第1項5号			
目的	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う			身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う			医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行う			身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する			住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う			
設置主体	都道府県、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社															
運営費	措置費：国3/4、都道府県・市町村1/4（医療保護施設は措置費ではなく診療報酬で運営）															
整備費	法人立：国1/2、県1/4、設置主体1/4 （都道府県立・市町村立は18年度から補助対象外、医療保護施設は整備費補助はなし）															
施設数	設置者	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立	総数	公立	私立
	25	184	39	145	19	15	4	60	2	58	18	5	13	11	7	4
	26	183	38	145	19	15	4	60	2	58	18	5	13	11	7	4
	27	185	39	146	19	15	4	59	2	57	18	6	12	11	7	4
定員	16,697人			1,408人			—			573人			810人			
在所者数	16,984人			1,409人			—			347人			372人			

(注) 1 施設数以下の資料：「社会福祉施設等調査報告」

2 施設数欄は各年10月1日現在。定員、在所者数欄は、平成27年10月1日現在。

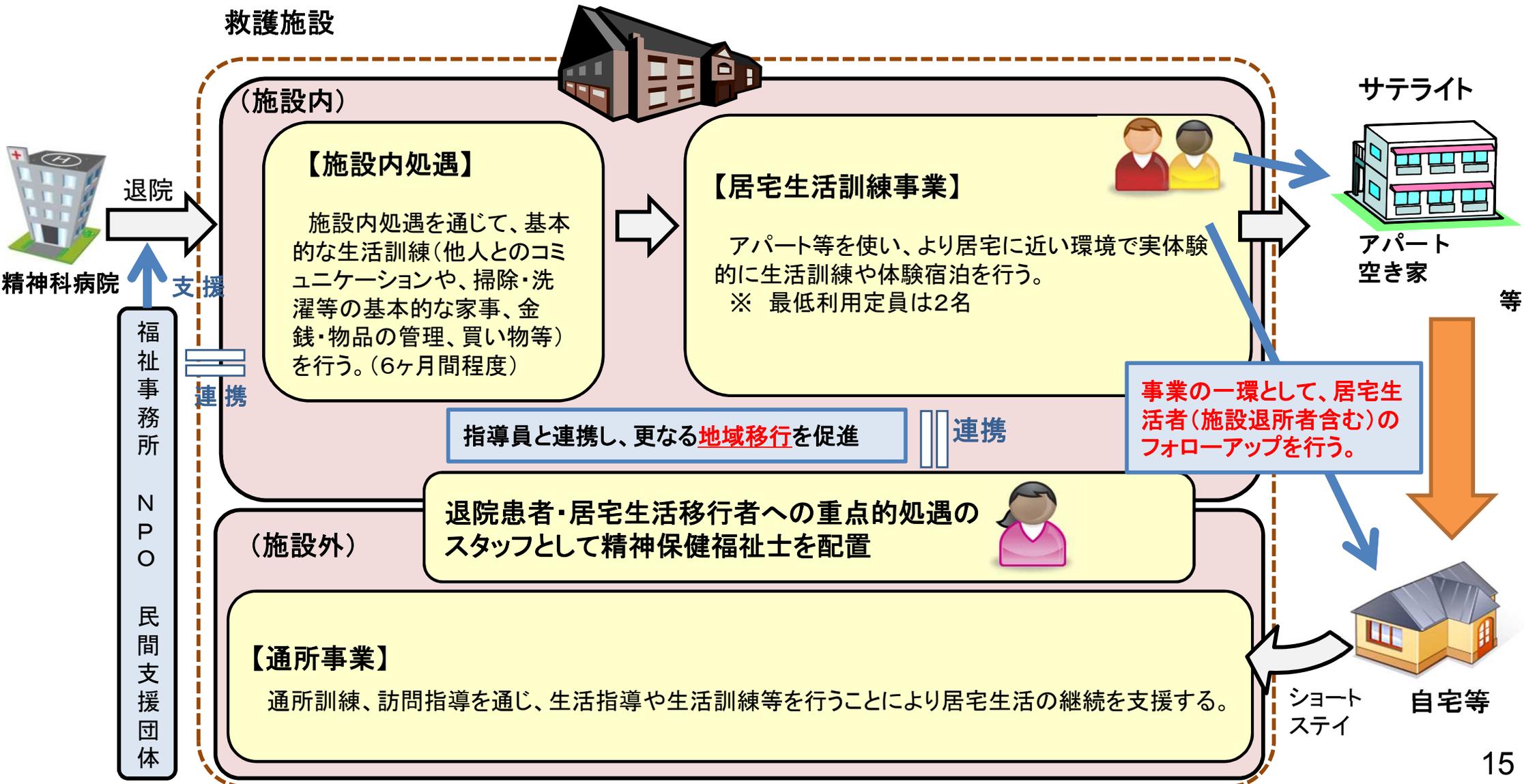
# 救護施設等における各種事業

	保護施設通所事業		救護施設居宅生活訓練事業	一時入所
目的	保護施設退所者を、保護施設に通所させて指導訓練等を実施し、又は職員が居宅等へ訪問して生活指導等を実施することで居宅で継続して自立生活が送れるよう支援するとともに、保護施設からの退所の促進と受入のための有効活用を図る。		救護施設に入所している被保護者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で体験的に生活訓練を行うことにより、居宅生活への移行を支援する。	一時的に精神状態が不安定となる居宅で生活する被保護者に対し、救護施設を短期間利用させることにより、精神状態を安定させ、居宅生活の継続を支援する。
創設年度	平成14年度（救護施設通所事業は平成元年～）		平成16年度	平成17年度（23年度～負担金化）
対象施設	救護施設・更生施設		救護施設	救護施設
事業内容	原則として通所訓練と訪問指導を一体的に実施 ・通所訓練（生活指導、就労指導等） ・訪問指導（職員の居宅訪問による生活指導等）		・日常生活訓練（食事、洗濯、金銭管理等） ・社会生活訓練（通院、買物、対人関係構築等） ・その他自立生活に必要な訓練	以下の場合に一時入所を行う ・精神症状が一時的に不安定になった場合 ・退院に向けた体験利用や訓練の場合
利用期間	1年以内（更新可）		1年以内（1年以内延長可）	7日間（1ヶ月まで延長可）
対象者	・保護施設退所者で引き続き指導訓練が必要と認められる者 ・居宅の被保護者（事業定員の3割限度）		・救護施設入所者で1年間の個別訓練を行うことで居宅において生活を送ることが認められる者のうちから、施設長に選定された者	・居宅の精神障害者等 ・精神科病院入院患者、退院患者 ・その他、保護の実施機関が必要と認める者
定員	実施施設の入所定員の5割以内かつ10名以上 （特別な事情の場合には5名を下限）		2名～5名程度	—
職員配置	・定員10名以上：専任の直接処遇職員3名以上 （定員5以上10名未満：専任の直接処遇職員2名以上）		2名以上（責任者として1名専任）	（既存の施設職員が対応）
運営費	【通所訓練】※東京都の場合 救護施設：1人当たり月額：120,000円 更生施設：1人当たり月額：115,900円 【訪問指導】1人当たり月額：23,300円		月額（1施設当たり）5名以上：75万8,670円 3～4名：60万3,670円 2名：52万6,170円	例：東京都の救護施設（定員101～110名） 約4,900円×実入所日数
実施ヶ所数	救護施設（全186ヶ所） うち、48ヶ所	更生施設（全21ヶ所） うち、15ヶ所	107ヶ所	—
定員	1,096人	488人	307人	—
利用者数	853人	395人	286人	—

※ 実施箇所数等は保護課調べ（平成29年4月現在）

# 救護施設における精神障害者等の地域生活移行について

- 精神障害等を抱える生活保護受給者の地域移行を図るため、
  - ・ 入所者に対して、居宅に近い環境で生活訓練を行う「救護施設居宅生活訓練事業」
  - ・ 保護施設退所者等に対して、通所訓練や訪問指導を行う「保護施設通所事業」を実施。



## 生活保護制度の在り方に関する専門委員会（平成16年）

### 生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書（平成16年12月15日）（抄）

- ・ 現在の保護施設の性格や施設最低基準は時代のニーズに合わない部分があり、他の社会福祉施設同様に、社会福祉法の理念に沿って、施設名称や各保護施設における機能の整理統合も含め、今後、総合的な見直しを検討する必要がある。
- ・ なお、救護施設、更生施設及び授産施設については、居宅での保護や他法の専門的施設での受入が可能な者についてはこれを優先すべきであり、また原則的にはそれへ移行する経過的な施設として位置付け、施設最低基準の再検討も行う必要がある。特に、救護施設については、近年においても施設数や定員が増加しているが、生活扶助を実施するための施設としてだけではなく、現実にも求められている多様なニーズに対応し、自立支援プログラムとの関連において、入所者の地域生活への移行の支援や居宅生活を送る被保護者に対する生活訓練の実施の場として活用することについて検討することが重要である。

### （参考）「今後の救護施設のあり方に関する課題提起」（平成16年6月8日第12回会議 田中委員提出資料）（抄）

1. 救護施設は、生活扶助を行うことを目的とするだけでなく、自立支援を行うことを目的とする施設として、その位置付けを法律上も明確にすべきである。
2. 救護施設の、“あらゆる障害者を幅広く受け入れる”セーフティネットとしての機能は、今後とも維持していくべきである。
3. 救護施設は、地域生活を希望する者、地域生活をおくる可能性のある者に対しては、積極的に地域生活への移行を促進することが重要である。
4. 救護施設が目指す自立支援は、利用者が必要なサービスを活用しながら、地域あるいは施設内で自己実現を図ることである。
5. 救護施設が、利用者への自立支援の役割をより発揮できるよう、制度や運用の見直しが図られるべきである。

その他

住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

1. 都道府県・市区町村による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画の策定【法律】

- ・国の基本方針に基づき、供給目標、施策等を規定
- ・住宅確保要配慮者の範囲
  - 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、被災者世帯
  - 低額所得世帯(収入分位25%以下) - その他外国人世帯等

2. 賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県・政令市・中核市に登録【法律】 ※指定登録機関による登録も可能とする

- ・登録基準 - 耐震性能 - 一定の居住面積 等
- ※上記の供給促進計画により、登録基準の強化・緩和が可能
- ※共同居住型住宅(いわゆるシェアハウス)の面積等の基準を設定予定

3. 都道府県等が登録住宅の情報開示・賃貸人の指導監督【法律】

登録住宅の改修・入居への経済的支援

1. 登録住宅の改修に対する支援措置

① 登録住宅に対する改修費補助【予算】(補助を受けた住宅は専用住宅化)

補助対象工事	バリアフリー工事、耐震改修工事、用途変更工事等
補助率	【補助金(制度の立上り期)の場合】: 国1/3 (国の直接補助) 【交付金の場合】: 国1/3+地方1/3 (地方公共団体が実施する場合の間接補助)
入居者要件等	入居者収入及び家賃水準(特に補助金の場合)について一定要件あり

② (独)住宅金融支援機構による登録住宅に対する改修費融資等【法律・予算】

2. 低額所得者の入居負担軽減のための支援措置【予算】

(専用の住宅として登録された住宅の場合)

補助対象	① 家賃低廉化に要する費用 (国費上限2万円/月・戸)	② 入居時の家賃債務保証料 (国費上限3万円/戸)
補助率	国1/2+地方1/2 (地方が実施する場合の間接補助)	
入居者要件等	入居者収入及び補助期間について一定要件あり	

住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

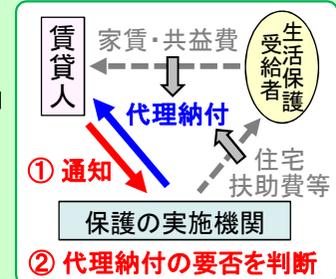
1. 都道府県による居住支援法人の指定【法律】

- ・都道府県が家賃債務保証等の居住支援活動を行うNPO法人等を指定

2. 居住支援法人等による登録住宅等の情報提供・入居相談【法律】

3. 生活保護受給者の住宅扶助費等について賃貸人からの通知に基づき代理納付(\*)の要否を判断するための手続を創設【法律】

※ 本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと



4. 居住支援活動への支援措置等【予算】

補助対象	居住支援協議会等の活動支援 等
補助率	国定額(国の直接補助)

5. 住宅確保要配慮者への家賃債務保証の円滑化

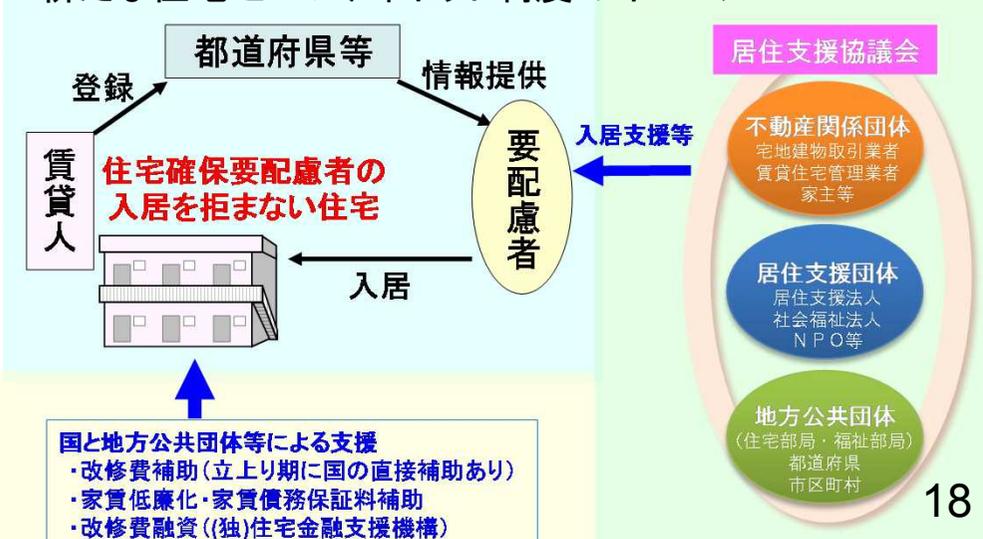
① 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、(独)住宅金融支援機構の保険引受けの対象に追加【法律・予算】

- ・一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国で登録(省令等で規定)

※ 登録要件等 - 社内規則等の整備、相談窓口設置 - 契約時の重要事項説明・書面交付 ほか

② 居住支援法人による家賃債務保証の実施【法律】

新たな住宅セーフティネット制度のイメージ



# 居住支援協議会の概要

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、居住支援協議会（※）を設立。住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。
- （※）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第10条第1項に基づく協議会

## ○ 概要

### （1）設立状況

66協議会が設立（H29年3月末時点）

○都道府県（全都道府県）

○区市町（19区市町）

- ・北海道本別町、山形県鶴岡市、千代田区、江東区、豊島区、杉並区、板橋区、世田谷区、八王子市、調布市、日野市、川崎市、岐阜市、京都市、神戸市、北九州市、福岡市、大牟田市、熊本市

### （2）居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施  
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

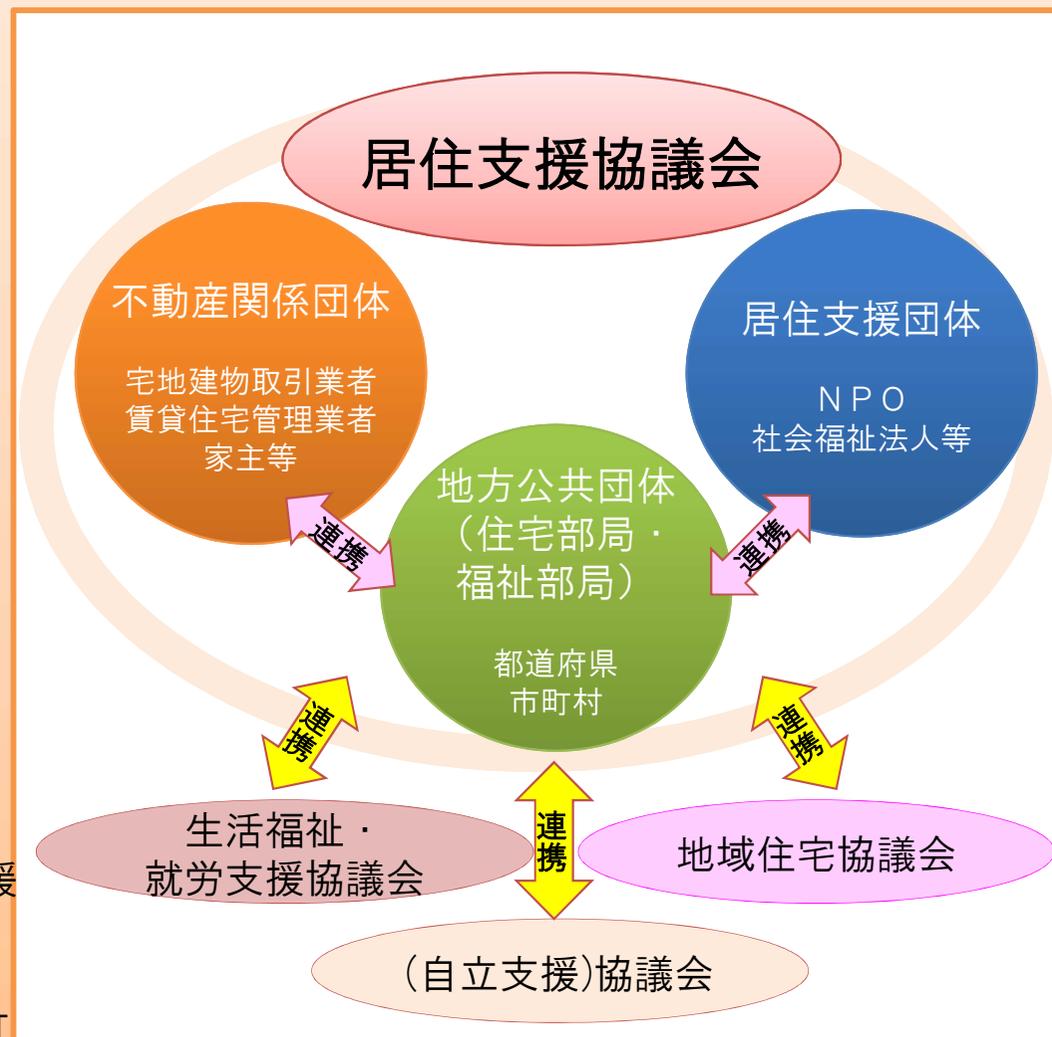
### （3）支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

- ・予算：H29年度予算 重層的住宅セーフティネット構築支援事業（4.5億円）の内数

### （4）KPI

居住支援協議会に参画する市区町村及び自ら設立する市区町村の合計が全体（1,741 市区町村）に占める割合  
40%（H29年3月末時点）⇒80%（H32年度末）

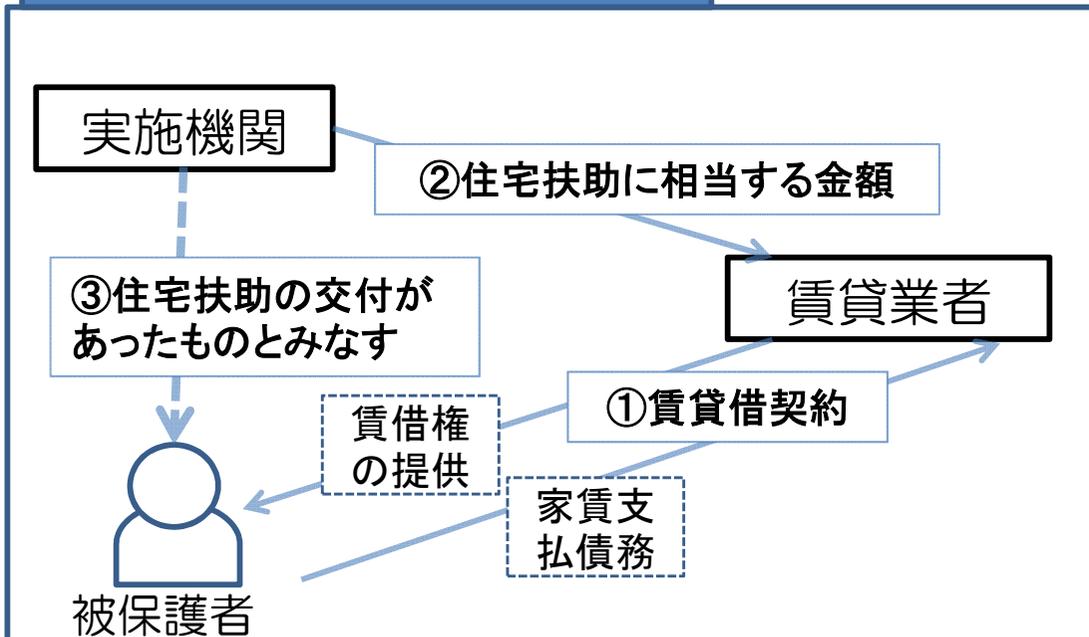


# 生活保護の住宅扶助における代理納付について

住宅扶助は、福祉事務所が生活保護受給者に代わり、直接賃貸業者に家賃を弁済する代理納付が可能。(生活保護法第37条の2)

- 住宅扶助費が家賃支払いに適確に充てられるよう、生活保護受給者に代わり福祉事務所が家主等に納付することを可能としている。あわせて、通常、家賃と一緒に支払う共益費(生活扶助)についても代理納付を可能としている。
- 代理納付制度のより一層の積極的な活用について、平成27年に全国の地方自治体あてに通知するとともに、毎年、地方自治体の生活保護担当を参集した全国会議で周知を図っている。

## 住宅扶助の代理納付の仕組み



## 住宅扶助代理納付実施状況

調査時点	住宅扶助支給世帯数(A)	代理納付実施世帯数(B)	代理納付実施割合(B/A)
平成24年9月	1,306,014	231,586	17.7%
平成27年7月	1,375,043	283,942	20.6%
平成28年7月	1,385,278	304,642	22.0%